

令和8年熊本地震の影響を受けた

職業紹介事業者、労働者派遣事業者、 特定募集情報等提供事業者の方へ

事業許可の有効期間延長及び収支決算書などの提出期限猶予のご案内

1 有料または無料の職業紹介事業、労働者派遣事業の
許可の有効期間を**令和9年1月27日まで**延長します。

対象となる事業主

以下の①②いずれにも当てはまる事業主が、有効期間延長の対象となります。

① 特定被災区域に主たる事務所を有する事業主

特定被災区域とは、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。
現時点では、熊本県の一部の市町村に適用されています。内閣府ホームページで確認できますが、追加される場合もありますので、最新の情報をご確認ください。

内閣府防災情報のトップページ(<http://www.bousai.go.jp/>)から

>被災者支援 >災害救助法 一条文、説明資料、リーフレット等

>災害救助法の適用状況>「令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について」



② 令和8年10月28日から令和9年1月26日までの間に、 有料または無料職業紹介事業の許可の有効期間が満了する事業主

また、
令和8年10月28日から令和9年1月26日までの間に、
労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主

**特別な手続は不要です。お持ちの許可証のまま、
令和9年1月27日まで、事業を続けることができます。**

*上記に当てはまらない事業主でも、許可の有効期間が延長される場合があります。裏面をご覧ください。

有効期間が延長された事業主が
令和9年1月28日以後も、事業を継続する場合の許可の更新について

- **令和8年10月28日まで**に、更新申請書などを提出いただくことで延長期限を迎える
令和9年1月28日以降も継続して事業を行うことが可能です。※
- 詳しくは都道府県労働局でご相談に対応いたします。

※許可更新の申請を行っている事業主の方におかれては、既に提出された申請書を用いて令和9年1月28日以降の許可更新手続きを行いますので、再度の申請書の提出は必要ございません。

【条件に当てはまらない事業主の方へ】

表面の「対象となる事業主」の条件に当てはまらない場合でも、地震で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間の延長を審査いたしますので、**都道府県労働局にご相談ください。**

2

労働者派遣事業収支決算書などの提出を、**令和8年11月27日まで**猶予します。

令和8年7月28日から令和8年11月26日までの間に、法令上履行すべき義務について、令和8年熊本地震の影響により期間内に履行できなかったとしても、令和8年11月27日までに履行した場合は、法令違反にはなりません。

提出が猶予される具体的な例

【労働者派遣事業収支決算書】

令和8年4月28日から令和8年8月26日までに終了する事業年度に関する労働者派遣事業収支決算書

→ 本来の提出期限：令和8年7月28日から令和8年11月26日

【関係派遣先派遣割合報告書】

令和8年4月28日から令和8年8月26日までに終了する事業年度に関する関係派遣先派遣割合報告

→ 本来の提出期限：令和8年7月28日から令和8年11月26日

【特定募集情報等提供事業概況報告書】

令和8年6月1日時点における事業の状況に関する特定募集情報等提供事業概況報告書

→ 本来の提出期限：令和8年8月31日

いずれも、令和8年11月27日(金)までに労働者派遣事業収支決算書などを提出すれば、法令違反にはなりません。

なお、事業主の住所が特定被災区域にある場合は、その全事業所についての事業報告書などの提出を猶予し、事業主の住所が特定被災区域以外にある場合は、特定被災区域内にある事業所分のみの提出を猶予します。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。
最新情報については、厚生労働省のホームページに随時掲載いたします。

令和8年熊本地震について(雇用・労働に関する特例措置や支援制度) ▶

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526_00005.html

